

固定資産の登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪国際平和センター</p>	<p>平成27年4月30日に取得したソフトウェア2件（映像システム制作②1,525,425円及び映像システム制作⑤817,581円）は、異なる固定資産であるにもかかわらず、取得日・耐用年数ともに同一であることから、固定資産台帳上に一括（2件の計2,343,006円）して登録していた。 また、それぞれ取得価額が異なっているため、どちらか一方を除却する場合には対象資産の除却時の簿価を算出する必要があるため、取得時の資料に遡って取得価額を確認しなければならない状態となっていた。</p>	<p>登録内容の修正を行うとともに、固定資産の登録単位について、周知徹底を図り、今後、新たに取得する固定資産については、どのような単位で登録すべきかを十分検討の上、固定資産の管理に資するよう、固定資産台帳登録を行われない。</p>	<p>今回指摘があったソフトウェア2件については分割して登録した。 今後、新たに取得する固定資産については登録すべき単位を十分検討の上、適切な取得単位で固定資産台帳に登録する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成29年12月19日、事務局：平成29年10月17日及び同月18日）